

第 1 章 総 則

第1章 総則

1 目的

この指針は、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、春日井市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）、春日井市水道事業給水条例施行規程（昭和55年水管規程第2号）、春日井市水道施設分担金徴収規程（昭和48年水管規程第2号）、春日井市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水管規程第6号）、春日井市水道工事負担金規程（昭和49年水管規程第1号）、その他関係法令に基づいて施行する給水装置工事についての必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

2 適用

- (1) この指針は、本市の水道より給水する給水装置工事の手續・設計・施工に適用する。
- (2) この指針は基本事項を定めたものであり、適用に疑義が生じた場合には、春日井市水道事業管理者の指示によるものとする。

3 用語の定義

この指針における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「市長」とは、春日井市長をいう。
- (2) 「指定工事事業者」とは、条例8条第1項に規定する春日井市指定給水装置工事事業者をいう。
- (3) 「法」とは、水道法をいう。
- (4) 「主任技術者」とは、国土交通省から給水装置工事主任技術者免状の交付を受け、法第25条の4第2項の規定に基づき市長に届出がされた者をいう。
- (5) 「政令」とは、水道法施行令をいう。
- (6) 「条例」とは、春日井市水道事業給水条例をいう。
- (7) 「省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令をいう。
- (8) 「構造・材質基準」とは、省令で定める給水装置の構造及び材質の基準をいう。
- (9) 「道路」とは、公道及び私道をいう。
- (10) 「申込書」とは、給水装置工事申込書をいう。

4 給水装置工事の概要

(1) 給水装置

給水装置とは、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、配水管から分岐した給水管に直結していない給水用具、つまり吐水口空間によって配水管を流れる水との水利的な一体性が失われる受水槽以降の給水管や給水用具は給水装置ではない。

ア 給水装置は次の3種類とする。（条例第4条）

(ア) 専用給水装置

1戸（1世帯又は市長がこれに準ずると認めたものをいう。）又は1カ所で専用するもの。

(イ) 共用給水装置

2戸以上の共用又は公衆の用に供するもの。

(ウ) 消火栓

私設又は公設のもので、消防の用に供するもの。

(2) 給水装置の設置

1宅地において1給水引込みを原則とする。ただし、1宅地内に用途又は規模、使用者等の異なる独立した建物が建築される場合には、建物ごとに別々の給水装置を設置することができる。

(3) 給水装置工事

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいい、調査、計画、設計、施工及び検査の一連の過程をすべて含むものである。

ア 給水工事の種類

工事の内容によって次のとおり分類する。

(ア) 新設工事

①新たに給水装置を設置する工事

②既設があり、さらにメーターを追加する工事（二世帯住宅など）

ただし、既設部分は改造

③分水工事（第一止水栓まで）施工済の土地で、そこに新たに住宅等を建てる場合

(イ) 改造工事

既設給水装置を口径変更・位置変更・増減設等する工事

(ウ) 修繕工事

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な修理をする工事

(エ) 撤去工事

給水装置を、配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

(オ) 分水工事

土地（宅地等）に、配水管から第一止水栓まで給水管を布設する工事

(4) 給水装置工事の施行

給水装置の新設、増設、改造、修繕及び撤去工事は、法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2の指定の更新をした者を含む。）
「指定給水装置工事事業者」が施行する。
ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

給水装置工事の適正な施行を確保するため、給水装置工事を行う者は、指定工事事業者と定めている。

法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独止水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。

(5) 給水装置の管理

市が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので、所有者が管理する。（法第3条第8項）

ただし、工事検査合格後、配水管から第一止水栓までの設備を給水装置所有者の委譲により市が管理する。

5 指定工事事業者の義務

指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。
(法第25条の8)

次に掲げる各項は、法第25条の8に規定する国土交通省令で定める基準である。指定工事事業者は、この基準に従い施行するとともに、完成した給水装置が適正かつ安全に使用されるよう、所有者及び使用者に対し、施行者名、修理時の連絡先などを明示しておくことが望ましい。

ア 給水装置工事ごとに、選任した主任技術者のうちから施工する者を指名すること。

イ 適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に工事に従事する他の者を実施に監督させること。

ウ あらかじめ市の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように施行すること。

エ 主任技術者及び工事に従事する者の施工技術向上のために、研修の機会を

確保するよう努めること。

オ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと。

カ 給水装置の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。

キ 施行した給水装置ごとに、指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、作成日から3年間保存すること。

(ア) 申込者の氏名又は名称

(イ) 設置場所

(ウ) しゅん工年月日

(エ) 主任技術者の氏名

(オ) しゅん工図

(カ) 使用した材料の数量

(キ) 工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の方法及びその結果

(ク) しゅん工検査の結果

(ケ) その他工事に関する図書等

6 主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4 その他国土交通省令で定める職務

(法第25条の4第3項)

主任技術者は、常に水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、構造・材質基準や施工技術などについての専門的な知識と経験を有していなければならない。

また、給水装置工事の適正な施行を確保するため、次のような役割が求められる。

ア 調査段階から検査段階に至るまでの技術の要として、その役割を果たすこと。

イ 工事現場の状況工事内容に応じて、必要となる工種及び技術的な難易度並びに、関係行政機関等との調整及び手続きを速やかに行うこと。

ウ 給水装置工事に従事する従業員等に対して、指導監督を十分に行うとともに関係者間の相互信頼関係の要となること。

エ 給水装置工事に関する記録を適正に整備保存すること。

7 基本的な給水装置工事の工程



